森林法に基づく

林地開発許可申請の手引き

野木町

目　次

Ⅰ　林地開発許可制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
１　趣旨・・5
２　許可の対象となる森林（法第１０条の２第１項）
３　許可の対象となる開発行為と規模
４　許可の基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
５　許可の条件
６　意見の聴取
７　監督処分
８　許可の対象外
９　機能の高い森林の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
10　不服申立の特例
11　罰則

Ⅱ　林地開発許可の事務手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
１　申請に当たっての留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
２　申請に必要な書類
３　申請書類の規格等
４　申請書類の提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
５　標準処理期間
６　許可後の手続きについて
(1)　事業に着手したとき
(2)　開発計画の変更について
(3)　開発行為の一時中止又は廃止
(4)　地位の承継
(5)　災害の発生
(6)　開発行為が完了したとき

Ⅲ　審査基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第１　一般的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第２　法定事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
１　災害の防止
(1)　切土・盛土・捨土関係
(2)　よう壁の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(3)　法面の保護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
(4)　えん堤の設置
(5)　排水施設の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

(6)　洪水調整池等の設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
(7)　その他
２　水害の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
(1)　洪水調整池等の設置
３　水の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
４　環境の保全
(1)　残置森林等の配置
表４　事業目的別の森林配置等基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
別表１　降雨強度式一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26

Ⅳ　林地開発許可申請書に添付する計画書及び関係図書・・・・・・・・・・・・・・・・27
第１　細則第３条に規定する計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
１　事業及び施設の名称
２　開発地区の面積（開発行為に係る森林の土地の面積の明細）
３　土地利用計画
４　事業区域の用途別面積及び権利の取得状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
５　事業区域の面積・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
６　その他、公共用地の内訳
７　用地取得状況（公共用地を除く）
８　開発対象地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
９　土地の利用計画
10　残置森林、造成森林、緑地計画
11　土工計画
12　防災施設等の計画
13　水の確保等の計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・32
14　開発行為の施行工程
15　資金及びその調達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
16　事業の全体計画の概要及び期別計画の概要
第２　その他町長が必要と認める書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34
第３　細則第２条及び第３条に規定する図面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
第４　添付する計算書類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

Ⅴ　様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
林地開発許可申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
様式第１号（第４条関係）　（工事着手届出書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
様式第２号（第５条関係）　（林地開発許可済標識）・・・・・・・・・・・・・・・・43
様式第３号（第６条関係）　（工事完了届出書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
様式第４号（第７条関係）　（開発行為承継届出書）・・・・・・・・・・・・・・・・45
様式第５号（第８条関係）　（林地開発計画変更許可申請書）・・・・・・・・・・・・46

様式第６号（第８条関係）　（林地開発計画変更届出書）・・・・・・・・・・・・・・・47
様式第７号（第９条関係）　（災害発生届出書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48
様式第８号（第１０条関係）　（開発行為の一時中止・廃止届出書）・・・・・・・・・49

Ⅵ　参考様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
参考様式１　（開発行為施行同意書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
参考様式２　（隣接地所有者同意書）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
参考様式３　（開発行為チェックリスト）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
参考様式４　（調整池計画諸元一覧表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

Ⅶ　洪水調整池の設計について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・55
１　洪水調整池の設計手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
２　洪水調整池の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・57
３　洪水調整池の設計
４　調整池の構造・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・59

Ⅷ　関係法令等の抜すい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60
森林法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
森林法施行令（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・66
森林法施行規則（抄）
森林法施行細則（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（抄）・・・・・・・・・・71
栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理
する事務の範囲を定める規則（抄）

Ⅸ　一問一答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72

Ⅹ　用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・83

Ⅰ　林地開発許可制度について

１　趣　旨

森林は、木材を供給するだけでなく、水を育み、災害を防ぎ、心に安らぎや潤いを与えるなど、私たちの生活にとってとても大切な働きをしています。これらの働きを森林の公益的機能といいます。

私たちの生活を豊かにするため未利用地の開発は必要ですが、もし、無秩序な開発が行われると、これらの森林の持つ大切な働きが損なわれ、その結果災害が発生したり、生活を豊かにするための開発行為がかえって生活環境を悪化する恐れがあります。また、壊してしまった森林の回復には多くの困難と長い年月を要します。

このため、森林において開発行為を行うにあたっては、森林の公益的機能を阻害しないよう適正に行う必要があります。

そこで昭和４９年に森林法（以下「法」という。）（Ｐ．６１参照）の一部が改正され、１ｈａを超える森林を開発する場合には、知事の許可を受けなければならないとする「林地開発許可制度」が創設され昭和４９年１０月３１日から施行されています。また、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（Ｐ．７１参照）により、平成１９年４月１日より許可の権限が町に移譲されました。

２　許可の対象となる森林（法第１０条の２第１項）

許可の対象となる森林は、法第５条の規定に基づく「地域森林計画対象民有林」です。ただし、保安林並びに保安施設地区の区域内の森林は除かれますが、別途保安林解除等の手続きが必要となります。

〔参　考〕

開発しようとする土地が地域森林計画対象民有林かどうかは、町産業課に備えてある森林計画図で確認できます。

３　許可の対象となる開発行為と規模

許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」で「開発行為の規模が１ｈａを超えるもの」です。

なお、道路のみの新設又は改築の場合は、路肩、曲線部等の拡幅部分を除く有効幅員が３ｍを超えるもので、土地の形質を変更する面積が１ｈａを超える行為が対象となります。（法施行令第２条の３）

開発行為面積が１ｈａ以下の場合は、森林法第１０条の８に基づき、伐採届の提出が必要となります。

４　許可の基本的事項

開発行為の許可申請があったときは、次の事項について審査を行い、すべてに該当しない場合は開発行為を許可することとなります。（法第１０条の２第２項）

(1)　周辺地域に土砂の流出や崩壊等の災害を発生させるおそれがあること。

(2)　水害防止機能に依存する地域に水害を発生させるおそれがあること。

(3)　周辺地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

(4)　周辺地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

５　許可の条件

町長は、開発行為の許可に条件を付すことができます。

この許可の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要な最小限度のものです。（法第１０条の２第４項、第５項）

６　意見の聴取

町長は、開発行為の許可をしようとするときは、栃木県森林審議会の意見を聴かなければなりません。（法第１０条の２第６項）

なお、当町には土地利用基本計画がありますので、事前に十分協議の計画をすすめる必要があります。

７　監督処分

町長は、次のいずれかに該当する者に対し、開発行為の中止や復旧に必要な行為を行うことを命じることができます。（法第１０条の３）

(1)　許可を受けないで開発行為を行った者

(2)　許可条件に違反して開発行為を行った者

(3)　偽りその他不正な手段により許可を受けて開発行為を行った者

８　許可の対象外

次のいずれかに該当する開発行為の場合は、林地開発許可の申請は不要です。（法第１０条の２第１項）

ただし、(1)及び(3)に該当する場合には、あらかじめ町長と協議することが必要です。

(1)　国又は地方公共団体が行う場合

(2)　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

(3)　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で森林法施行規則第３条に定める事業を施行する場合（Ｐ．６６参照）

９　機能の高い森林の保全

次に掲げる森林は、「４　許可の基本事項」に掲げた事項に該当する場合が多いと考えられますので、原則として開発行為は避けて下さい。

(1)　地域森林計画において樹根及び表土の保全に特に留意すべきものとして定められている森林

(2)　飲用水、かんがい用水等の水源として依存度の高い森林

(3)　地域森林計画において、自然環境の保全及び形成並びに保健休養のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林、生活環境の保全及び形成のため伐採方法を特定する必要があるものとして定められている森林又は特に保健保全機能を高度に発揮させる必要があるものとして定められている森林

(4)　地域森林計画において更新を確保するため伐採方法又は林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林

(5)　優良人工造林地又はこれに準ずる天然林

10　不服申立の特例

「法第１０条の２に規定する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）による不服申立をすることができない。」（法第１９０条）

11　罰則

法第１０条の２（開発行為の許可）第１項の規定に違反し開発行為をした者や、法第１０条の３（監督処分）の規定による命令に違反した者は５０万円以下の罰金に処する。（法第２０６条）

Ⅱ　林地開発許可の事務手続き

１　申請に当たっての留意事項

(1)　下記Ａ、Ｂに該当する場合は、県の定める「土地利用に関する事前指導要綱」（昭和５０年栃木県公報第７６号）及び「大規模建築物の建築に関する事前指導要綱」（平成３年栃木県公報号外第１１号）等の適用を受けることとなりますので、地域振興課土地利用調整班との事前協議を終了してから林地開発許可申請をして下さい。

Ａ　次の規模の土地について、開発事業等を行おうとする場合

・５ｈａ以上の土地

・２ｈａ以上の農地又は自然公園区域を含む土地

Ｂ　高さが１３ｍを超える建築物、または建築面積が１，０００㎡以上の大規模建築物の建築を行おうとする場合（ただし、市街化区域、市街化調整区域及び未線引都市計画区域の用途地域は除く）

(2)　廃棄物処理施設の設置等をしようとする場合は、「栃木県廃棄物処理に関する指導要綱」に基づく事前協議が必要となりますので、廃棄物対策課（県南健康福祉センター）との事前協議を終了してから林地開発許可申請をして下さい。

(3)　洪水調整池等の設計に関する事項については、放流河川等の管理者の同意が必要です。

(4)　他の法令等の許認可等を必要とする場合は、許可書等の写し又は手続中を証する書類を申請書に添付して下さい。

２　申請に必要な書類

申請に必要な書類は下記のとおりですが、添付書類等があります。詳細は２７頁以降を確認して下さい。

(1)　林地開発許可申請書（Ｐ．４１）

(2)　開発行為に関する計画書及び添付図面（Ｐ．２８～３９）

(3)　開発行為をしようとする区域の土地の所有者その他権限を有する者の同意書（Ｐ．５１）

(4)　法人の登記簿謄本及び印鑑証明書、法人でない団体の場合は、規約等を記載した書類

３　申請書類の規格等

(1)　申請書等は、原則としてＡ４判の大きさとし、設計図書類は屏風折りにして下さい。

(2)　設計図書類には、それぞれ見やすい場所に見出しを付け、番号、図書名、縮尺等を記載した図書目録を添付して下さい。また、断面図など同番号で２葉以上となる場合の図書は、枝番号を付けて下さい。

(3)　図面には、必ず方位、縮尺、凡例を明示して下さい。

(4)　登記事項証明書等は、申請３ヶ月以内のものを提出して下さい。

４　申請書類の提出

(1)　申請書類は、野木町産業課に提出して下さい。

(2)　申請書類は、２部提出して下さい。

５　標準処理期間

申請書の処理期間は、６０日を標準とします。

ただし、当該期間には、申請者が申請書類等を補正するために要した期間は含まれません。

６　許可後の手続きについて

(1)　事業に着手したとき

許可を受けた開発行為に係る事業に着手したときは、「工事着手届出書」（様式第１号）を提出してください。（Ｐ．４２）

また、事業の期間中は主要な取り付け道路の付近その他工事現場の見やすい場所に、「林地開発許可済標識」（様式第２号）を掲示して下さい。（Ｐ．４３）

(2)　開発計画の変更について

許可を受けた開発行為の計画を変更しようとするときは、「林地開発計画変更許可申請書」（様式第５号）を提出し、許可を受けなければなりません。（Ｐ．４６）

ただし、森林法施行細則第８条第１項各号に該当する場合には、「林地開発計画変更届出書」（様式第６号）を提出することになりますので、事前に協議して下さい。（Ｐ．４７）

(3)　開発行為の一時中止又は廃止

開発事業者は、開発行為を一時中止又は廃止しようとするときは、災害の発生を防止するための措置を講じた後、「開発行為一時中止（廃止）届出書」（様式第８号）を町長に提出し、確認調査を受けなければなりません。（Ｐ．４９）

確認調査の結果、防災施設等の措置が必要と判断したときは、具体的な是正の指示を行います。

(4)　地位の承継

開発行為に係る事業について、譲渡、相続、合併その他の理由により、開発事業者から開発許可に係る地位の承継が行われたときは、速やかに「開発行為地位承継届出書」（様式第４号）を提出して下さい。（Ｐ．４５）

(5)　災害の発生

開発行為中に災害が発生した場合は、適切な措置を講ずるとともに、速やかに「災害発生届出書」（様式第７号）を提出しなければなりません。（Ｐ．４８）

※　災害とは、開発区域において土砂流出や出水などにより、開発区域の周辺に被害を及ぼすことをいいます。

(6)　開発行為が完了したとき

「工事完了届」（様式第３号）を提出し、確認調査を受けなければなりません。（分割して確認調査を受けようとするときは、事前に分割の手続が必要です。）（Ｐ．４４）

この確認調査の結果、許可の内容に適合して完了していることを確認したときは、その旨を通知します。

〔参　考〕

林地開発許可申請の流れ

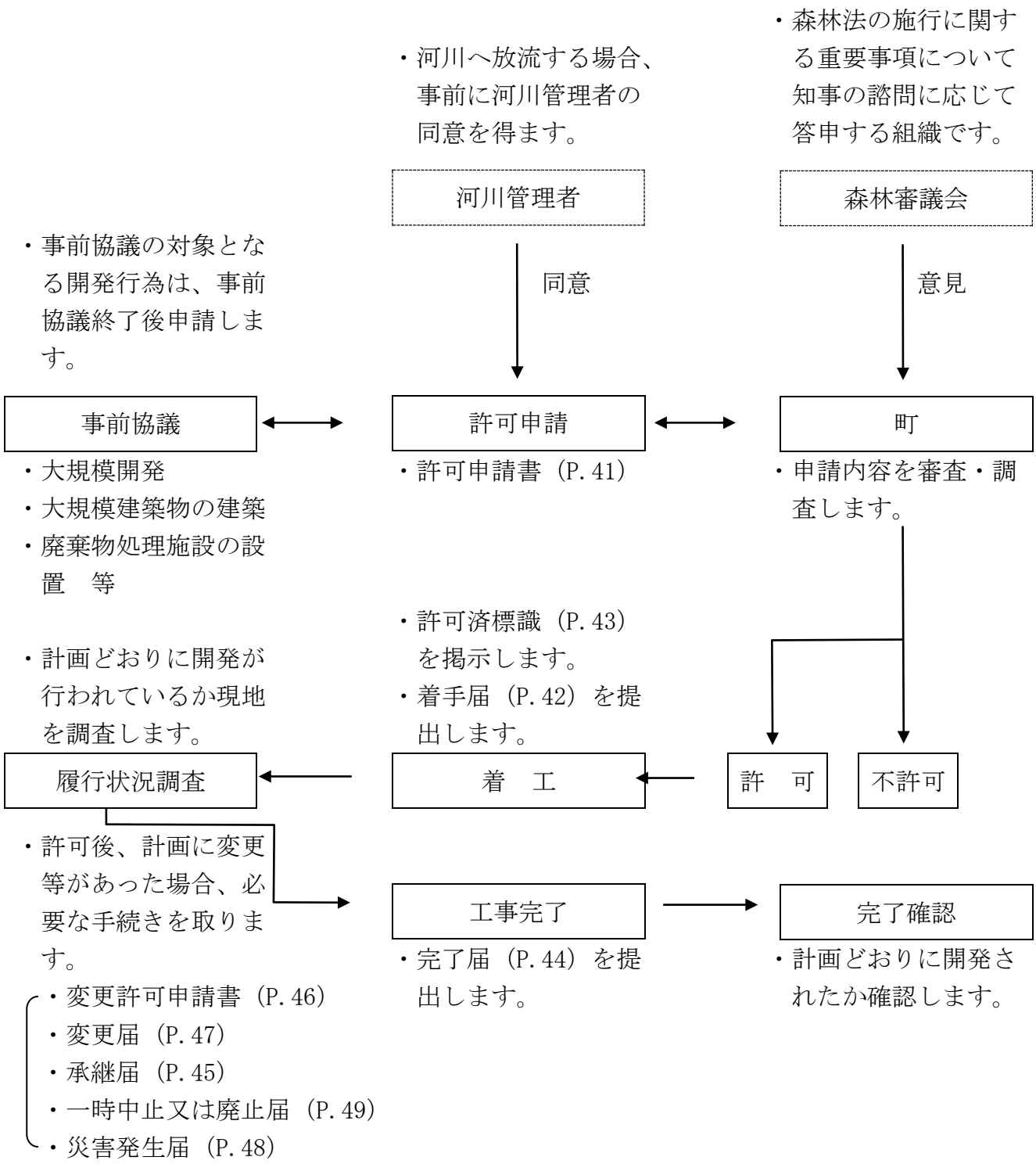

Ⅲ　審　査　基　準

第１　一般的事項

１　次の事項のすべてに該当し申請に係る開発行為を行うことが確実であること。

⑴　開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うこと。

⑵　開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていること。

※　「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の３分の２以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると認められる場合を指すものとする。

⑶　開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又はそれが確実であること。

⑷　申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。

２　開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること。

３　開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

４　開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われること。

５　開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていること。

６　開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていること。

７　開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されること。

第２　法定事項

１　災害の防止

法第１０条の２第２項第１号
　開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

(1)　切土・盛土・捨土関係
Ａ　開発行為が原則として現地形にそって行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最少限度であること。
Ｂ　切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれがないものであり、かつ、必要に応じ小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

①　利用形態からみて土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるスキー場の滑走コースに係る切土量は１ｈａ当たりおおむね１，０００㎥以下、ゴルフ場の造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ１８ホール当たりおおむね２００万㎥以下であること。
②　工法等は次によるものとする。
ア　切土は、原則として階段状に行う等法面の安定を確保するものであること。
イ　盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。
ウ　土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。
エ　大規模な切土又は盛土を行う場合には、融雪、豪雪等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。
③　切土は次によるものであること。
ア　法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して現地に適合した安全なものであること。
イ　土砂の切土高が１０ｍを超える場合には、原則として高さ５ｍないし１０ｍ毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。
ウ　切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

④　盛土は次によるものであること。

ア　法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね１．５ｍを超える場合には、勾配が３５度（１：１．４３）以下であること。

イ　盛土高が５ｍを超える場合には、原則として５ｍ毎に小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ　盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

⑤　捨土は次によるものであること。

ア　捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

イ　法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ土砂の流出のおそれがないものであること。

※　栃木県では、土壌の汚染と災害の発生の防止を目的として、「土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」が制定され、平成１１年４月から施行されています。外部から土砂等を搬入して、面積３，０００㎡以上の埋立や盛土を行う場合は、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。

詳細については、廃棄物対策課（県南健康福祉センター）にお問い合わせ下さい。

(2)　よう壁の設置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が「切土・盛土・捨土」の基準によることが困難であるか、若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、よう壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられること。

Ａ　「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ、次の①又は②に該当する場合をいう。

ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、法面の安定を保つためによう壁等の設置が必要でないと認められる場合には、これに該当しない。

①　切土により生ずる法面の勾配が３０度（１：１．７３）より急で、かつ、高さが２ｍを超える場合。ただし、硬岩壁である場合又は次のア若しくはイのいずれかに該当する場合はこの限りではない。

ア　土質が表１の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの。

イ　土質が表１の左欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが５ｍ以下のもの。この場合において、アに該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。

表１

土　質	よう壁等を要しない勾配の上限	よう壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く）	６０度（１：０．５８）	８０度（１：０．１８）
風化の著しい岩	４０度（１：１．１９）	５０度（１：０．８４）
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これらに類するもの	３５度（１：１．４３）	４５度（１：１．００）

②　盛土により生ずる法面の勾配が 30 度より急で、かつ、高さが１ｍを超える場合。

Ｂ　よう壁の構造上の基準は次のいずれにも適合するものであること。

①　土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によってよう壁が破壊されないこと。

②　土圧等によってよう壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は１．５以上であること。

③　土圧等によってよう壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は１．５以上であること。

④　土圧等によってよう壁が沈下しないこと。

⑤　よう壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴が設けられていること。

(3)　法面の保護

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、渓流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられること。

A　法面保護は、植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法砕工、柵、網工等）が行われるものであること。

工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

B　表面水、湧水、渓流等により表面が浸食され又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又はよう壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。

(4)　えん堤の設置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられること。

A　えん堤等の容量は、次の①及び②により算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。

①　開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域１ｈａ当り、１年間におおむね２００㎥ないし４００㎥を標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

②　開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、別途積算するものであること。

B　えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

(5)　排水施設の設置

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられること。

Ａ　排水施設の能力

①　排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定めること。この場合、計画流量は次のア及びイにより、流速は原則としてマニング式により求められていること。

ア　排水施設の計画に用いる雨水流出量は、原則として次式により算出されていること。

$$Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Ｑ：雨水流出量　（m^3／sec）

ｆ：流出係数

ｒ：設計雨量強度（ｍｍ／hour）

Ａ：集水区域面積（ｈａ）

イ　前式の適用に当たっては、次のａからｃまでによること。

ａ　流出係数は、表２を参考にして定められていること。

ｂ　設計雨量強度は、次のｃによる単位時間内の１０年確率で想定される雨量強度とされていること。

ｃ　単位時間は、到達時間を勘案して定めた表３を参考として用いられていること。

表２

区分／地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林　地	０．６～０．７	０．５～０．６	０．３～０．５
草　地	０．７～０．８	０．６～０．７	０．４～０．６
耕　地	－	０．７～０．８	０．５～０．７
裸　地	１．０	０．９～１．０	０．８～０．９

（注）　表の区分欄の浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は、浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

表３

流域面積	単位時間
５０ヘクタール以下	１０分
１００ヘクタール以下	２０分
５００ヘクタール以下	３０分

②　雨水のほか土砂等の流入が見込まれる場合又は排水施設の設置箇所からみていっ水による影響の大きい場合にあっては、排水施設の断面は、必要に応じてＡに定めるものより大きく定められていること。

Ｂ　排水施設の構造等は、次によるものであること。

①　排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり漏水が最小限となるよう措置されていること。

②　排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

③　放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

④　排水施設は､排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれない場合を除き、排水を河川等又は他の排水施設等まで導くように計画されていること。

なお、河川等又は他の排水施設等に排水を導く場合には、当該河川等又は排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

(6)　洪水調整池等の設置

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

洪水調整池等の基準については、「２　水害の防止」の項を参照のこと。

(7)　その他

飛砂、落石、なだれ等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石若しくはなだれ防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

２　水害の防止

法第１０条の２第２項第１号の２
　開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがないこと。

(1)　洪水調整池等の設置
　開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられること。

Ａ　洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生ずる場合には、当該地点での３０年確率で想定される雨量強度で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること。また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

※　「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として１％以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、３０年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。なお、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。

Ｂ　余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては　１００年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の１．２倍以上、フィルダムにあっては、コンクリートダムのそれの１．２倍以上のものであること。

Ｃ　洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

３　水の確保

法第１０条の２第２項第２号
　開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

Ａ　他に適地がない等によりやむをえず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられること。
　※　導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。
Ｂ　周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられること。

４　環境の保全

法第１０条の２第２項第３号
　開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、開発行為により当該森林周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

(1)残置森林等の配置
Ａ　開発行為をしようとする森林の区域に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。
Ｂ　騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。
　※　「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物を含むものとする。
Ｃ　景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生じる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講じられることが明らかであること。

①　「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、止むを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は表４の事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表４の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表４に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表４に準じて適切に措置されていること。

※　住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えないものとする。

ア　公園・緑地・広場

イ　隣棟間緑地、コモン・ガーデン（中庭）

ウ　緑地帯、緑道

エ　法面緑地

オ　その他上記に類するもの

表４

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
別荘地の造成	残置森林率はおおむね６０パーセント以上とする。	１　原則として周辺部に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 ２　１区画の面積はおおむね１，０００平方メートル以上とし、建物敷等の面積はそのおおむね３０パーセント以下とする。
スキー場の造成	残置森林率はおおむね６０パーセント以上とする。	１　原則として周辺部に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 ２　滑走コースの幅はおおむね５０メートル以下とし、複数の滑走コースを並列して設置する場合はその間の中央部に幅おおむね１００メートル以上の残置森林を配置する。 ３　滑走コースの上、下部に設けるゲレンデ等は１箇所当たりおおむね５ヘクタール以下とする。また、ゲレンデ等と駐車場との間には幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね５０パーセント以上（残置森林率はおおむね４０パーセント以上）とする。	１　原則として周辺部に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林は原則としておおむね２０メートル以上）を配置する。 ２　ホール間に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林（残置森林はおおむね２０メートル以上）を配置する。
宿泊施設、レジャー施設の設置	森林率はおおむね５０パーセント以上（残置森林率はおおむね４０パーセント以上）とする。	１　原則として周辺部に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 ２　建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね４０パーセント以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は極力分散させるものとする。 ３　レジャー施設の開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね５ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。

開発行為の目的	事業区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
工場、事業場の設置	森林率はおおむね２５パーセント以上とする。	１　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が２０ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 ２　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね２０ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね２０パーセント以上。（緑地を含む）	１　事業区域内の開発行為に係る森林の面積が２０ヘクタール以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 ２　開発行為に係る１箇所当たりの面積はおおむね２０ヘクタール以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
土石等の採掘		１　原則として周辺部に幅おおむね３０メートル以上の残置森林又は造成森林を配置する。 ２　採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。

（注）(1)　「残置森林率」とは、残置森林（残置する森林）のうち若齢林（１５年生以下の森林）を除いた面積の開発対象地域の面積に対する割合をいう。

(2)　「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実な成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の開発対象地域の面積に対する割合をいう。

(3)　「ゲレンデ等」とは、滑走コースの上、下部のスキーヤーの滞留場所であり、リフト乗降場、レストハウス等の施設用地を含む区域をいう。

② 造成森林については、必要に応じ植物の生育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然的条件に適する原則として樹高１m以上の高木性樹木を、表５を標準として均等に分布するよう植栽する。

なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

表５

樹　高	植栽本数（１ｈａ当たり）
１m	２，０００本
２m	１，５００本
３m	１，０００本

③ 開発行為の目的については、次のとおりとする。

ア 別荘地とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集団的に設置しようとする土地を指すものとする。

イ ゴルフ場とは、地方税法等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても、利用形態等が通常のゴルフ場と認められる場合は、これに含め取り扱うものとする。

ウ 宿泊施設とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設を指すものとする。なお、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物等もこれに含め取り扱うものとする。

エ レジャー施設とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設を指すものとする。

オ 工場、事業場とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設を指すものとする。

④ 表４に掲げる以外の開発行為の目的のうち、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は工場、事業場の基準を、ゴルフ練習場はゴルフ場と一体のものを除き宿泊施設、レジャー施設の基準をそれぞれ適用するものとする。

また、企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る開発行為の目的の基準を適用するものとする。

⑤ 残置森林等の配置等は原則次のとおりとする。

ア １事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

この場合、残置森林等は区分された区域ごとにそれぞれ配置することが望ましいが、施設の配置計画等からみてやむをえないと認められる場合には、施設の区域界に幅おおむね３０mの残置森林等を配置するものとする。

イ 工場･事業場及びレジャー施設の設置については、１箇所当たりの面積がそれぞれ、おおむね２０ｈａ以下、おおむね５ｈａ以下とされているが、施設の性格上施設の機能を確保することが著しく困難と認められる場合には、その必要の限度においてそれぞれ２０ｈａ、５ｈａを超えて設置することもやむを得ないものとする。

別表１　降雨強度式一覧表

年	時間雨量	特性係数値	降雨強度式
１０年確率	R10＝７０	β_{10}^{10}＝２．２５	$I_{10}=\frac{6300}{t+30}$
３０年確率	R30＝８５	β_{30}^{10}＝２．３２	$I_{30}=\frac{7480}{t+28}$
１００年確率	R100＝１１０	β_{100}^{10}＝２．６７	$I_{100}=\frac{8800}{t+20}$

（注）　降雨強度式の算出は土木学会発表（Ｓ４３．３）「下水道雨水流出に関する研究報告書」中の降雨統計資料より特性係数法にて、タルボット式を算出した。

特性係数法

$$I_N = R_N^{60} \cdot \beta_N^{10} \cdot R_N^{10} \cdot \frac{a'}{t+b}$$

$$\begin{cases} a' = b + 60 \\ b = (60 + \beta_N^{10} \cdot 10) / (\beta_N^{10} - 1) \end{cases}$$

I_N　：Ｈ年確率降雨強度式

R_N^{60}：Ｈ年確率６０分間降雨量

β_N^{10}：Ｈ年確率１０分間降雨特性係数＝$\frac{\text{１０分降雨強度}}{\text{６０分降雨強度}}$

Ⅳ　林地開発許可申請書に添付する

計画書及び関係図書

第１　細則第３条に規定する計画書

１　事業及び施設の名称

(1)　「事業の名称」は、住宅団地の造成、工場・事業場の設置、レジャー施設の設置、土石等の採掘、農用地の造成等と記載すること。

(2)　「施設の名称」は、例えば、○○住宅団地、○○会社△△工場、○○ホテル、○○採石場等と記載する。

２　開発地区の面積（開発行為に係る森林の土地の面積の明細）

（ｈａ）

市　町　村	大　字	字	地　番	面　積	備　考

注意事項

１　複数の市町村にまたがる場合は、市町村ごとに面積の小計を記載する。

２　面積は実測とし、ヘクタールを単位として小数第４位まで記載する。（「３土地利用計画」以降も同じ。）

３　土地利用計画

（ｈａ）

区　分	開発対象地域		事業区域	
	面　積	比　率	面　積	比　率
造成森林				
残置森林				
計		１００．０		１００．０

４　事業区域の用途別面積及び権利の取得状況　　（ｈａ）

区分	市町村	大字	字	地番	権利者の氏名又は名称	権利の種類	同意の有無	権利者の木の立無	面積	開発地区	残置森林			造成森林		その他	摘要
											林齢１６年生以上	林齢１５年生以下	計				
開発対象地域																	
	小計																
開発対象地域以外の地域																	
	小計																
計																	
備考	森林率＝ ―――― ×１００＝　　％　　残置森林率＝ ―――― ×１００＝　　％																

［注意事項］

１　森林率＝ $\dfrac{\text{事業区域内の残置森林面積＋事業区域内の造成森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}}$ ×１００

(1)　造成森林のうち、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分は算定対象としない。

(2)　住宅団地の造成にあっては、事業区域内の緑地面積を含めて差し支えない。

２　残置森林率＝ $\dfrac{\text{開発対象地域内の林齢１６年生以上の残置森林面積}}{\text{開発対象地域の面積}}$ ×１００

３　共有者、抵当権者等権利を有するもの全員の記載をすること。

４　権利の種類には、所有権、抵当権等を記載すること。

５　共有の場合は、持分を摘要の欄にその旨記載すること。

６　すべての土地について、申請の３ヶ月前までの登記事項証明書の写しを添付すること。

７　同意を得ていることを証する書類を添付すること。

5　事業区域の面積

（ｈａ）

開発対象地域			開発対象地域以外の地域					
普通林	保安林	小計	農地	原野	その他	公共用地	計	備考

6　その他、公共用地の内訳

（ｈａ）

その他				公共用地			
			計				計

7　用地取得状況（公共用地を除く）

区分		所有権取得済	所有権以外の権利取得済		承諾済	小計	未承諾	計
開発対象地域	面積							ｈａ
								100.0%
	権利者数							人
								100.0%
開発対象地域以外の地域	面積							ｈａ
								100.0%
	権利者数	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）人
								100.0%
計	面積							ｈａ
								100.0%
	権利者数							人
								100.0%

注意事項

1　所有権以外の権利とは賃借権等で、その権利を得ていることを証する書類を添付すること。

2　（　）内は、開発対象地域の権利者と重複する権利者数を内数で記入すること。

８　開発対象地域の状況

(1)　開発対象地域の立地条件を明らかにするため、地形、林況（樹種、林齢等）、人家、道路、鉄道その他公共施設の状況について記載すること。

(2)　法令等に基づく地域指定等を記載すること。

９　土地の利用計画

(1)　開発対象地域内の土地利用の形態を明らかにするため、切土、盛土、捨土等行為の形態別の施工区域の位置、施工する緑地の区域を記載すること。

(2)　公共施設及び公益的施設の整備及び維持管理計画とその位置を記載すること。

(3)　文化財があるときは、種類、位置及びその保護計画と関係機関と協議した結果の資料を添付し、説明を記載すること。

10　残置森林、造成森林、緑地計画

(1)　残置森林、造成森林、緑地の配置及び維持管理計画を具体的に記載すること。

(2)　造成森林にあっては、植栽する樹木の種類、高さ、ｈａ当たりの本数等を具体的に記載すること。

(3)　緑地にあっては、緑化方法を記載すること。

(4)　残置森林等の維持管理について、関係市町村と協定の締結の有無を記載すること。

11　土工計画

開発行為による土地の形質変更の形態を明らかにするため、次の事項を記載すること。

(1)　施工前の地盤面（縦断及び横断）、施工後の法面の高さ、勾配及び土質を記載すること。

(2)　切土、盛土、捨土の工法及び土量を記載すること。

ア　「切土」は、切取の順序、小段の巾、高さ、排水施設等の基準、法面保護の方法を記載すること。

イ　「盛土、捨土」は、盛土、捨土を行う前の地盤改良の方針、運土計画、時期、締固めの方法、小段の巾、高さ、排水施設等の基準、法面保護の方法を記載すること。

(3)　開発地区内の最高と最低の標高及び位置を記載すること。

(4)　道路の構造、公園等その他土木工事の施行基準を記載すること。

12　防災施設等の計画

(1)　よう壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整地等による防災計画を記載すること。

(2)　工事施工中の災害防止計画を記載すること。

(3)　防災施設の構造及び計画根拠を記載すること。

13　水の確保等の計画

(1)　当該地を開発することにより、開発対象地域の周辺における水利用の実態等からみて、必要な水量を確保する必要の有無を記載すること。

また、必要な場合には、貯水池又は導水路の設置等を具体的に記載すること。

(2)　土砂の流出による水質の悪化防止のための措置を記載すること。

14　開発行為の施行工程

工　程 施設 (工事)の種類	月	月	月	月	月	月	月	備　　考

注意事項

1　防災施設等の設置を先行して実施するよう計画すること。

2　洪水調整池を中心にした流域ごとの防災計画及び土工計画の個別工程を記載すること。

15　資金及びその調達計画

(1)　開発計画に要する経費

総事業費	用地費	造成工事費				
		公共施設及び公益的施設費	防災施設費	その他		計

注意事項

1　その他の欄には、内容を明記すること。

2　工事費等については具体的に根拠を示すこと。

(2)　資金調達計画

総事業費	自己資金	借入金	その他の資金	計	備考

注意事項

1　申請の３ヶ月前までの預金残高証明書、融資証明書及び資金借入計画書を添付すること。

2　その他の資金の欄には、内容を記載すること。

16　事業の全体計画の概要及び期別計画の概要

全体計画の一部について許可申請する場合には、全体及び期別計画のそれぞれの区域面積、期間等を中心とした概要を記載すること。

また、工区分けをする場合には、必ず記載すること。

第２　その他町長が必要と認める書類

１　開発行為をしようとする者の事業実績書

<table>
<tr><td colspan="2">法令による登録番号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">前年度納税額</td><td colspan="5">法人税又は所得額　　円事業税　　円</td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる取引金融機関</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">最近の実績</td><td>施行場所</td><td>名称</td><td>施行面積</td><td>事業費</td><td>施行期間</td><td>備考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（注意事項）　納税証明書を添付すること

２　（申請者が法人の場合）登記事項証明書及び印鑑証明書（本人署名の場合を除く）。

３　排水等を河川等に放流しようとする場合には、当該及び最も影響を受ける地点の河川等の管理者及び関係水利権者の同意を証する書類。

４　他法令の規定により許認可を必要とする場合には、当該許認可がなされているものにあっては、許認可を証する書類、手続中のものにあっては手続を証する書類。

５　給水施設のため、地下水を利用するものにあっては、影響する地域住民の同意及び関係機関との協議を証する書類並びに水道事業者から給水を受けようとするものにあっては、給水を受けることが出来る旨を証する書類。

６　隣接地所有者の同意書（開発行為により著しい影響を受けることが認められる場合）。

７　公共用地の境界確認、用途廃止、払下げ等の手続を証する書類。

８　その他の必要な書類。

第３　細則第２条及び第３条に規定する図面

事業区域･･･赤線、開発対象地域･･･青線で明示

事業の目的	図面の種類	明示すべき事項	標準縮尺	備考
共通	位置図	①事業区域 ※道路のみの場合は線形 ②方位	1/50,000以上	事業区域とは、一体として事業を行おうとする区域（Ｐ．７３参照）
	区域図	①事業区域 ②開発対象地域 ③開発地区 ④市町村･大字･字界及び地番 ⑤法令等に基づく地域の指定状況	1/2,500以上	等高線の入った図面で、周辺の状況が判断できる範囲を図示すること。
	公図	①事業区域 ②市町村･大字･字界及び地番	1/3,000以上	
	林況図	①事業区域 ②開発対象地域 ③針葉樹・広葉樹別人工林・天然林及び林齢別（１５年生以下と１６年生以上）	1/2,500以上	等高線の入った図面で、周辺の状況が判断できる範囲を区別毎に色分けする。 （人針…濃緑　天針…薄緑 人広…濃橙　天広…薄橙 １５年生以下は網を掛ける）
	求積図	①事業区域 ②開発対象地域 ③市町村･大字･字界及び地番 ④各施設 ⑤開発対象地域内の林齢１５年生以下の区域	1/2,500以上	用途別に色分けする。 （造成森林…濃緑 残置森林…無色 １５年生以下は網を掛ける） その他…適宜
	土工定規図	①標準断面の法勾配及び排水施設（小段の排水） ②工作部の構造 ③切土・盛土の法面保護等	1/100以上	
別荘地 宿泊施設 ﾚｼﾞｬｰ施設 工場 事業場 住宅団地 （Ａ）	土地利用計画平面図	①事業区域 ②各施設	1/2,500以上	等高線の入った図面で、周辺の状況が判断できる範囲を図示し、施設毎に色分けする。 （造成森林…濃緑 残置森林…無色 調整池…水色　その他…適宜）
	造成計画平面図 (測点位置図)	①事業区域 ②測点 ③測線	1/2,500以上	土地利用計画平面図を使用し、施設毎に色分けする。 （法面…橙　調整池…水色 道路・よう壁等施設…紫 その他…薄緑）
	造成計画縦断図	①測点　②距離　③逓加距離 ④地盤高　⑤計画高 ⑥切土高　⑦盛土高　⑧勾配	1/1,000以上	縦・横の縮尺については必ずしも同一でなくても良い。
	造成計画横断図	①測点　②地盤高　③計画高 ④工作物	1/500以上	縦、横とも同じ縮尺とする。標題部に測点番号を記入する。

事業の目的	図面の種類	明　示　す　べ　き　事　項	標　準　縮　尺	備　　考
別荘地 宿泊施設 ﾚｼﾞｬｰ施設 工場 事業場 住宅団地 （Ａ）	運土計画平面図	①切土・盛土の区分 ②運搬土量 ③運搬方向	1/2,500以上	土地利用計画平面図を使用し、色分けする。 (切土…黄　盛土…青)
	流域図	①事業区域 ②狭隘部の位置及び測点 ③各測点での流域及び面積 ④河川名及び位置	1/25,000以上	調整池から河川までの間も図示すること。放流経路を彩色すること。地形、土地利用の実態も記入する。
	雨水排水計画平面図	①排水系統毎に番号 ②流出係数毎の面積 ③管径毎の規格、勾配	1/2,500以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	汚水排水計画平面図	①浄化施設 ②排水系統	1/2,500以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	調整池流域図	①開発前の流域面積 ②開発後の流域面積 ③流出係数毎の面積 ④非調整流域面積 ⑤排水系統 ⑥流末水路	1/2,500以上	土地利用計画平面図を使用し、調整池及び流域毎に網掛をし色分けする。
	調整池平面図	①調整池構造全体 ②ＦＨ・ＬＷＬ・ＨＷＬ・ＨＨＷＬ	1/100以上	１ｍ毎の等高線の入った図面で、容量が算出できる範囲まで図示する。
	調整池構造図	①ＦＨ・ＬＷＬ・ＨＷＬ・ＨＨＷＬ ②オリフィスの位置及び寸法 ③堤高 ④各部詳細図	1/100以上	
	防災施設構造図	①えん堤、擁壁、フトン籠等 ②施工中の防災施設	1/100以上	
	施工中防災計画平面図	①仮設防災施設の位置及び形状	1/2,500以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	建築物の概要	①平面図　②正面図 ③側面図　④建物の高さ ⑤建築面積	1/100以上	
	道路計画平面図	①測点（ＢＰ・Ｎｏ・ＢＣ・ＭＣ・ＥＣ・ＥＰ）	1/2,500以上	造成計画平面図と併用してもよい。
	道路計画縦断図	①造成計画縦断図と同じ	1/1,000以上	他の施設に接続する場合は、その施設の計画高まで図示すること。
	道路計画横断図	①造成計画横断図と同じ	1/500以上	他の施設に接続する場合は、その施設の計画高まで図示すること。

事業の目的	図面の種類	明　示　す　べ　き　事　項	標　準　縮　尺	備　　考
ゴルフ場 スキー場 （　Ｂ　）	土地利用計画平面図	①事業区域　②各施設 ③コースの高さ５ｍ毎の計画線 ④コースのＴｅｅ・ＩＰ・Ｇｒｅｅｎの計画高	1/2,500以上	（Ａ）に同じ
	造成計画平面図 (測点位置図)	（Ａ）に同じ	1/2,500以上	（Ａ）に同じ。コース等が隣接する場合は、その計画高まで図示すること。
	造成計画縦断図	（Ａ）に同じ	1/1,000以上	（Ａ）に同じ。コース等が隣接する場合は、その計画高まで図示すること。
	造成計画横断図	（Ａ）に同じ	1/500以上	（Ａ）に同じ。調整池盛土用に運土する場合は、具体的に表示すること。
	運土計画平面図	（Ａ）に同じ	1/2,500以上	（Ａ）に同じ
	流　域　図	（Ａ）に同じ	1/25,000以上	（Ａ）に同じ
	雨水排水計画平面図	（Ａ）に同じ	1/2,500以上	（Ａ）に同じ
	汚水排水計画平面図	（Ａ）に同じ	1/2,500以上	（Ａ）に同じ
	調整池流域図	（Ａ）に同じ	1/2,500以上	（Ａ）に同じ
	調整池平面図	（Ａ）に同じ	1/100以上	（Ａ）に同じ
	調整池構造図	（Ａ）に同じ	1/100以上	（Ａ）に同じ
	防災施設構造図	（Ａ）に同じ	1/100以上	（Ａ）に同じ
	施工中防災計画平面図	（Ａ）に同じ	1/2,500以上	（Ａ）に同じ
	建築物の概要	（Ａ）に同じ	1/100以上	（Ａ）に同じ
	道路計画平面図	（Ａ）に同じ	1/2,500以上	（Ａ）に同じ
	道路計画縦断図	（Ａ）に同じ	1/1,000以上	（Ａ）に同じ
	道路計画横断図	（Ａ）に同じ	1/500以上	（Ａ）に同じ

事業の目的	図面の種類	明　示　す　べ　き　事　項	標　準　縮　尺	備　　考
土石等の採掘 （　C　）	土地利用計画平面図	①事業区域 ②各施設 ③跡地利用計画	1/1,000以上	（A）に同じ
	採取計画平面図 (測点位置図)	①事業区域 ②測点 ③測線	1/1,000以上	（A）に同じ
	採取計画縦断図	①採取前の計画高 ②採取後の計画高 ③埋戻す場合は、埋戻し後の計画高	1/1,000以上	（A）に同じ
	採取計画横断図	同上	適宜	（A）に同じ
	法面保護構造図	①採取後の法面保護工	1/100以上	土工定規図と併用しても良い。
	防災計画平面図	①調整池 ②沈砂池の位置 ③流末水路	1/1,000以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	防災施設構造図	①調整池　②沈砂池 ③排水路　④排水施設 ⑤流末処理等	1/100以上	
	必要に応じ、流域図、雨水排水計画平面図、調整池流域図、調整池平面図、調整池構造図、施工中防災計画平面図等を（A）に準じ添付する。			
農用地造成 （　D　）	土地利用計画平面図	①事業区域 ②農地の区域	1/1,000以上	（A）に同じ
	造成計画平面図 (測点位置図)	①事業区域 ②測点 ③測線	1/1,000以上	（A）に同じ
	造成計画縦断図	（A）に同じ	1/1,000以上	（A）に同じ
	造成計画横断図	（A）に同じ	1/100以上	（A）に同じ
	用水排水計画図	①給水、排水の位置	1/1,000以上	土地利用計画平面図を使用すること。
	必要に応じ、流域図、雨水排水計画平面図、調整池流域図、調整池平面図、調整池構造図、施工中防災計画平面図、防災施設構造図等を（A）に準じ添付する。			
道　　路 （　E　）	土地利用計画平面図	①事業区域 ②道路の区域	1/2,500以上	（A）に同じ
	必要に応じ、道路計画平面図、道路計画縦断図、道路計画横断図、防災施設構造図等を（A）に準じ添付する。			

注意事項　1　上記図面のほか、必要な図面の縮尺は適宜定めること。
　　2　必要がないと認められる図面は省略することができる。

第４　添付する計算書等

１　土量計算書

切土・盛土量及び搬入土砂量の計算書を添付のこと。

※　土砂の搬入が必要な場合は、「土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく規制の有無を確認すること。

２　面積計算書

３　雨水等排水の流量計算書

「Ⅲ　審査事項　第２　法定事項　１　災害の防止　(5)排水施設の設置」に記載した基準に基づく計算書を添付すること。

４　調整池必要容量計算書

「Ⅲ　審査事項　第２　法定事項　２　水害の防止」に記載した基準に基づく計算書を添付すること。

５　調整池設計容量計算書

計画する調整池の容量の確認ができる図面を添えて、その計算書を添付すること。

６　給水量の計算書

７　地質調査書

８　設計者及び工事施工者一覧表

９　その他必要と認められる計算書（よう壁等の安定計算書等）

よう壁等重要な構造物については、構造図と安定計算書等を添付すること。

V　様　式

林　地　開　発　許　可　申　請　書

年　　月　　日

野木町長　　様

住　　所
申請者氏名　（法人にあっては名称及び代表者の氏名）　㊞

次のとおり開発行為をしたいので、森林法１０条の２第１項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	野木町大字　　字　　番地
開発行為に係る森林の土地の面積	
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備　　考	

注意事項

1　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

2　面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第４位まで記載すること。

3　開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。

様式第１号（第４条関係）

工　事　着　手　届　出　書

年　　月　　日

野木町長　　様

届出者　住所　（法人にあっては名称
　　氏名　　及び代表者の氏名）　㊞
（本人署名の場合は押印省略可）

開発行為に関する工事に着手したので、森林法施行細則第４条の規定により届け出ます。

開発許可年月日、番号		年　　月　　日野木町指令　第　　号
開発対象地域の所在場所		
開発行為の目的		
開発行為着手年月日		年　　月　　日
工事施工者	住所	
	氏名	
	連絡場所	電話
現場管理者	住所	
	氏名	
	連絡場所	電話

様式第２号（第５条関係）

林　地　開　発　許　可　済		
許　可　年　月　日　、　番　号		年　　月　　日野木町指令　第　　号
許可を受けた者	住　　所	電話
	氏　　名	
工 事 施 工 者	住　　所	
	氏　　名	
	現場管理者	
工　　事　　期　　間		

４５ｃｍ

６０ｃｍ

様式第３号（第６条関係）

工　事　完　了　届　出　書

年　　月　　日

野木町長　　様

届出者　住所　（法人にあっては名称
　　氏名　　及び代表者の氏名）　㊞
（本人署名の場合は押印省略可）

開発行為（　　年　　月　　日野木町指令第　　号）に関する工事が完了したので、森林法施行細則第６条の規定により届け出ます。

１　工事完了年月日　　年　　月　　日

２　開発行為をした森林の所在場所

３　工事施工者　　住　所
　　（電話）
　　氏　名

様式第４号（第７条関係）

開　発　行　為　承　継　届　出　書

年　　月　　日

野木町長　　様

承継者　住所　（法人にあっては名称
　　氏名　　及び代表者の氏名）　㊞
（本人署名の場合は押印省略可）

森林法林第１０条の２第１項の規定により許可を受けた開発行為の地位を承継したので森林法施行細則第７条の規定により届け出ます。

許可年月日、番号		年　　月　　日野木町指令　第　　号
被承継人	住　所	
	氏　名	
承　継　の　原　因		
承　継　年　月　日		年　　月　　日

添付書類　　１　開発行為に係る事業の譲渡、相続、合併等を証する書類
　　２　開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類
　　（計画書「１５資金及びその調達計画」の様式使用）
　　３　譲受人が法人の場合、法人の登記事項証明書及び印鑑証明書

別記様式第５号（第８条関係）

林　地　開　発　変　更　許　可　申　請　書

年　　月　　日

野木町長　　様

申請者　住所　（法人にあっては名称
　　氏名　　及び代表者の氏名）　㊞
（本人署名の場合は押印省略可）

森林法第１０条の２第１項の規定により許可を受けた開発行為（　　年　　月　　日野木町指令第　　号）の計画を変更したいので森林法施行細則第８条第１項の規定により申請します。

開発行為に係る森林の所在場所	
変更の理由	
変更の概要	
備考	

様式第６号（第８条関係）

林　地　開　発　計　画　変　更　届　出　書

年　　月　　日

野木町長　　様

届出者　住所　（法人にあっては名称
　　氏名　　及び代表者の氏名）㊞
（本人署名の場合は押印省略可）

森林法第１０条の２第１項の規定により許可を受けた開発行為に関する計画を変更したので、森林法施行細則第８条第２項の規定により届け出ます。

開発許可年月日、番号	年　　月　　日野木町指令　第　　号
開発行為に係る森林の所在場所	
開発行為の目的	
変更に係る事項	（新）
	（旧）
変更の理由	
変更年月日	年　　月　　日

様式第７号（第９条関係）

災　害　発　生　届　出　書

年　　月　　日

野木町長　　様

届出者　住所　（法人にあっては名称
　　氏名　　及び代表者の氏名）　㊞
（本人署名の場合は押印省略可）

森林法第１０条の２第１項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のとおり災害が発生したので届け出ます。

開発許可年月日、番号	年　　月　　日野木町指令　第　　号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
開発許可面積	
災害発生年月日	年　　月　　日
災害発生の箇所	
災害面積	
災害の状況	
復旧の方法	
復旧完了予定年月日	年　　月　　日
その他	

様式第８号（第１０条関係）

一　時　中　止
開　発　行　為　の　　届　出　書
廃　　止

年　　月　　日

野木町長　　様

届出者　住所　（法人にあっては名称
　　氏名　　及び代表者の氏名）㊞
（本人署名の場合は押印省略可）

森林法第１０条の２第１項の規定により許可を受けた開発行為（　　年　　月　　日野木町指令第　　号）を（一時中止・廃止）したいので、森林法施行細則第１０条の規定により届け出ます。

記

一時中止
１　開発行為を　　しようとする年月日　　年　　月　　日
廃　　止

２　その理由

３　事後処理

添付書類　　１　当該開発対象地域の現況を撮影した写真
２　一時中止しようとするときは、当該土地の保安に関する計画書
３　廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書

Ⅵ　参　考　様　式

［参考様式１］

開　発　行　為　施　行　同　意　書

年　　月　　日

事業者　　様

権利者　住所

氏名　　㊞

私が権利を有する下記の物件について、（付随する立木も含めて）森林法の規定に基づき開発行為を行うことに同意します。

記

土地の所在			地目	権利の種類	面積（公簿）	備考
大字	字	地番				

［参考様式２］

隣　接　地　所　有　者　同　意　書

年　　月　　日

事業者　　様

隣接地所有者　住所

氏名　　㊞

私が権利を有する下記の物件の隣接地において、森林法の規定に基づき開発行為を行うことに隣接土地所有者として同意します。

記

土地の所在			地目	権利の種類	面積（公簿）	備考
大字	字	地番				

［参考様式３］

開発行為チェックリスト

開発名			開発事業者名				洪水吐	降雨強度式（地区名）		100年確率×1.44（1.2）					
面積	ha	位置						減勢工							
設計者	TEL						放流管	地山に設置		構造（RC 360巻）		管径			
協議年月日	第１回協議	第２回協議	第３回協議	第４回協議				スクリーン面積		エアーベント高 HHWL以上		遮水壁継手			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日											
協議出席者							メ								
メモ															
許容放流量	下流水路調査	有（ 点） ・ 無	比流量	調整池名	最小比流量	河川名又は水路名									
	下流水路改修	有 ・ 無													
	流下能力算定	合理式 ・ その他													
	縦断勾配	水面勾配 ・ 河床勾配													
	算定水深	8 割 ・ その他													
	粗度係数														
調整池計画	調整池タイプ	築堤 ・ 掘込	降雨強度式（地区名）	1/10、1/30（ ）											
	流域変更有無	有 ・ 無	容量計算	厳密法 ・ 簡便法											
	開発前後における流域	開発前 開発後	取り込めない区域	有 ・ 無											
			取り込めない区域の対策（法面等）	適 ・ 不適											
	流出係数	0.6 ・ 0.9 ・ 1.0													
	堆砂量	150 ・ 200	林地開発	有 ・ 無											
	池の連結	有 ・ 無	池への流入	自然 ・ 暗渠等											
	利水その他の容量の有無	有（かんがい・管理用） ・ 無					モ								

諸元一覧表	調整池名	流域面積	流出係数	許容放流量	調整池容量	ha当たり容量	3点ボーリング		ダムの地質	堤体法勾配		ダムの形状			洪水吐
							深さ	基礎基盤		上流	下流	堤頂幅	法面処理	余裕高	

放流管

［参考様式４］

調　整　池　計　画　諸　元　一　覧　表

項目		単位	○○○調整池	○○○調整池	備考
流域面積		ｈａ，ｋ㎡			
流出係数					
洪水到達時間		分			
比流量		㎥／ｓ／ｋ㎡			
許容放流量		㎥／ｓ			
堤体	タイプ				
	堤高	ｍ			
	堤頂幅	ｍ			
	余裕高	ｍ			
貯留部	計画水深	ｍ			
	堆積深	ｍ			
	調節容量	㎥			
	堆積量	㎥			
	農業用水量	㎥			
放流施設	放流量	㎥／ｓ			
	オリフィス形状	ｃｍ			
	スクリーン形状	ｍｍ			
洪水吐	計画流量	㎥／ｓ			
	越流水深	ｍ			
	越流形状	ｍ			

Ⅶ　洪水調整池の設計について

1　洪水調整池の設計手順

洪水調整池の放流量、必要容量及びオリフィス等の設計は、次の順序で行います。

また、設計に当たっては、調査方法、調査地点の選定、河川等の許容放流量について、排水先の下流河川等の管理者の同意が必要です。

なお、河川管理者との協議は、「開発行為チェックリスト」（参考様式３）により実施してください。

設計の流れ

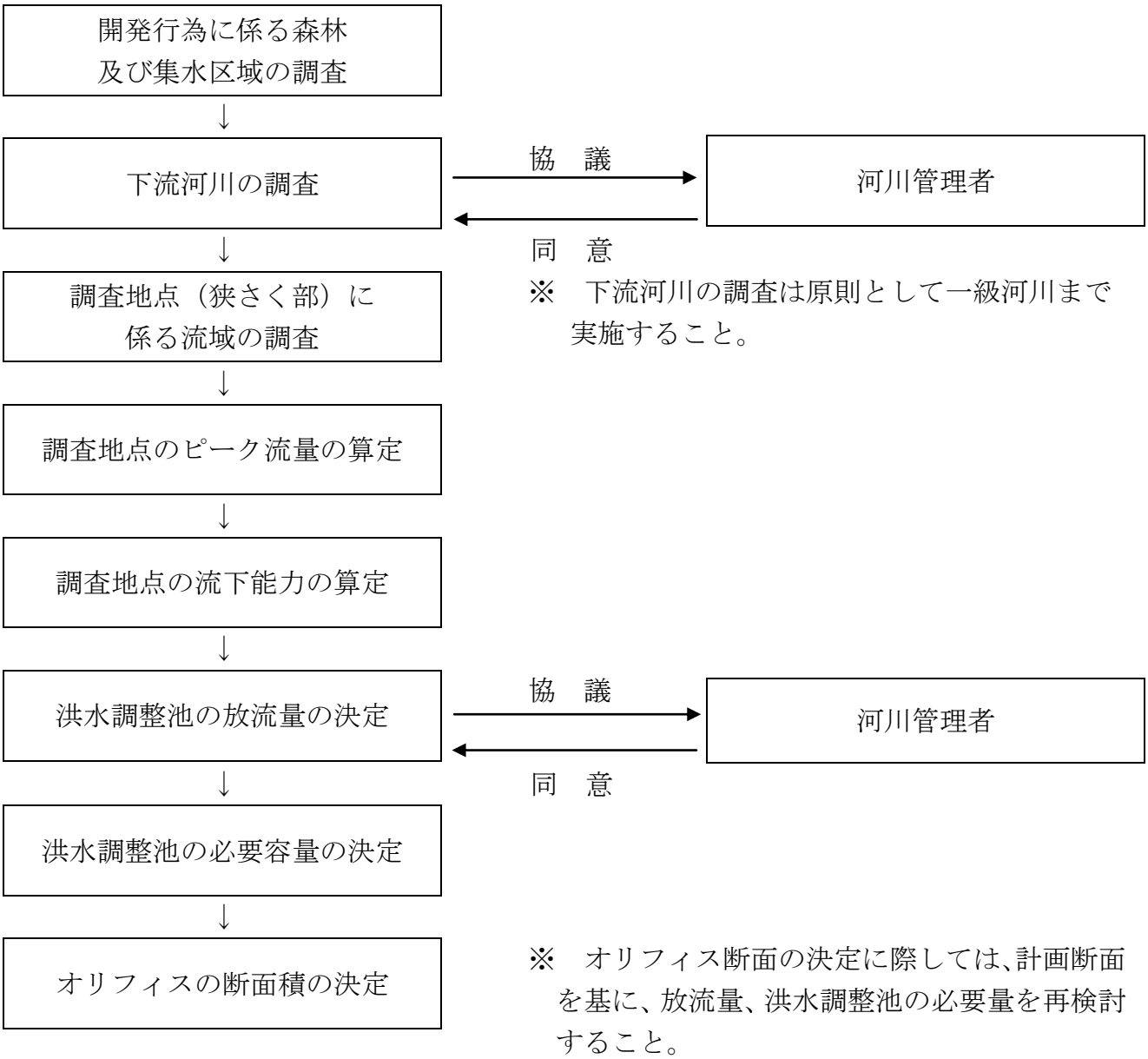

２　洪水調整池の設置

(1)　洪水調整池の必要性については、「災害の防止機能」（森林法第１０条の２第２項第１号）及び「水害の防止機能」（同項第１号の２）の両面から検討を行い、同時にそれぞれの要件を満たすことのできるものとする。

(2)　洪水調節の方式

原則として自然放流方式であること。

３　洪水調整池の設計

(1)　流域

ア　開発前後の流域変更は原則行わないこととして造成計画すること。変更が必要な場合には、予め河川管理者と協議を行うこと。

イ　開発流域から流出する雨水は、すべて調整池に取り込むものとし計画すること。なお、調整池の流域は、開発区域だけでなく雨水が流入するすべての流域とする。

ウ　開発区域内で調整池に取り込めない流域がある場合には、適切な処理を行うこと。

(2)　下流河川等の流下能力及び比流量

ア　現況水路等の調査

下流河川等の排水能力の変更地点（３箇所以上）ごとに、その断面、勾配を測定し、流下能力及び比流量を算定する。（開発地点下流の水路、河川等の流下能力調査は一級河川まで調査を行うこと。）

なお、流量は原則マニング公式によるものとする。

$$Q = A \cdot V$$

$$V = \frac{1}{n} \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

Ｑ：流量（㎥／sec）　　ｎ：粗度係数

Ａ：断面積（㎡）　　Ｒ：径深（m）

Ｖ：流速（m／sec）　　Ｉ：勾配（１／○○）

イ　最小比流量の決定

調査結果について、流下能力計算表等を作成し、最小比流量ポイントを調べる。

この最少比流量と流末放流河川の比流量を比較し、許容放流量算定対象の比流量を決定する。

(3)　許容放流量の算定

「調整池からの許容放流量」は、次式により算出すること。

$$Qpc = Qc \cdot \frac{A}{A'}$$

Qpc：調整池の許容放流量（㎥／sec）

Qc　：下流河川等の流下能力（㎥／sec）

Ａ　：調整池の流域面積（ｈａ）

Ａ’　：Ｑの算出地点の集水区域面積（ｈａ）

※　取り込めない流域がある場合は、別途計算すること。

(4)　調整池の容量決定

ア　「許容放流量に対応する雨量強度」は、次式により算定する。

$$rc = Qpc \cdot \frac{360}{f \cdot A}$$

rc：許容放流量に対応する雨量強度（mm／hr）
Qpc：調整池の許容放流量（㎥／sec）
f　：開発後のAの流出係数
A　：調整池の集水区域面積（ha）

イ　「調節必要容量」は、次式により算出することができるものとする。

$$V = \left(r30 - \frac{rc}{2}\right) \cdot t \cdot f \cdot A \cdot \frac{1}{6}$$

V　：開発必要容量（㎥）
f　：開発後のAの流出係数
A　：調整池の集水区域面積（ha）
r30：３０年確率雨量強度（mm／hr）
rc：許容放流量に対応する雨量強度（mm／hr）
t　：任意の継続時間（分）

ウ　「必要容量が最大となる降雨継続時間」は、次式により算出する。

３０年確率降雨強度式を$\frac{a}{t+b}$とすると次により求める。

$$ti = \sqrt{\frac{2 \cdot a \cdot b}{rc}} - b$$

エ　「洪水調整池必要容量」は「調節必要容量」に「堆砂量」を見込んだ容量とする。
堆砂量は２００㎥／ｈａ／年を標準とする。
Ｖ＝設計堆砂量×開発面積
なお、農業用水等を確保する場合は、別途算出すること。

４　調整池の構造

(1)　オリフィスの断面積は、次式により算出する。

$$S = \frac{Qpc}{C \cdot \sqrt{2 \cdot g \cdot H}}$$

S　：オリフィスの断面積（㎡）

Qpc：許容放流量（㎥／sec）

C　：流量係数　　・ベルマウスを有するとき　　C＝０．８５～０．９

　　・ベルマウスを有しないとき　C＝０．６

g　：重力加速度（9.8m／sec^2）

H　：調節有効水深（m）

(2)　洪水吐の設計

ア　洪水吐の有無

築堤形式の場合は設置すること。

形式は、原則として、横越流形式とする。ただし、地形、地質、下流の状況等により、排水塔形式としてもよい。

イ　設計流量

コンクリートダム　　１００年間確率の洪水流量の１．２倍以上

フィルダム　　１００年間確率の洪水流量の１．４４倍以上

ウ　余裕高

原則として０．６m以上とする。

５　その他

(1)　計画した洪水調整池について、「調整池計画の構造及び諸元一覧表」（参考様式４）により取りまとめて下さい。

(2)　その他洪水調整池の構造等に関する技術的基準については、フィルダム及び掘込式にあっては、「大規模開発に伴う調整池技術基準（案）（昭和６２年日本河川協会策定）」コンクリートダムにあっては、「建設省河川砂防技術基準（案）（平成９年日本河川協会策定）」を参照して下さい。

Ⅷ　関係法令等の抜すい

森　林　法　（　抄　）

［昭和２６年　６月２６日　法律第２４９号］

（この法律の目的）

第１条　この法律は、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もつて国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。

一　木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹

二　前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地

２　この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

３　この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和２６年法律第２４６号）第１０条第１号に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。

（承継人に対する効力）

第３条　この法律又はこの法律に基く命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、森林所有者、権原に基き森林の立木竹の使用若しくは収益をする者又は土地の所有者若しくは占有者の承継人に対しても、その効力を有する。

（地域森林計画）

第５条　都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、５年ごとに、その計画をたてる年の翌年４月１日以降１０年を１期とする地域森林計画をたてなければならない。

２　地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　その対象とする森林の区域

二　森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項

三　伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

四　造林面積その他造林に関する事項

四の二　間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

四の三　特定施業森林の区域（以下「特定施業森林区域」という。）の基準その他特定施業森林の整備に関する事項

五　林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

五の二　森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

六　樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項

七　保安林の整備、第４１条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

八　その他必要な事項

３　第４条第３項の規定は、地域森林計画に準用する。

４　都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

（地域森林計画等の遵守）

第８条　森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、地域森林計画に従つて施業し、又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。

２　森林管理局長は、前条第１項の森林計画に従つて国有林を管理経営するよう努めなければならない。

（開発行為の許可）

第10条の２　地域森林計画の対象となつている民有林（第２５条又は第２５条の２の規定により指定された保安林並びに第４１条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和３１年法律第１０１号）第３条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一　国又は地方公共団体が行なう場合

二　火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三　森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるものの施行として行なう場合

２　都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一　当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

一の二　当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

二　当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三　当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

３　前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

４　第１項の許可には、条件を附することができる。

５　前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

６　都道府県知事は、第１項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

（監督処分）

第10条の３　都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第１項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第４項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第１項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

（適用除外）

第10条の４　この章の規定は、試験研究の目的に供している森林で農林水産大臣の指定するものその他省令で定める森林には適用しない。

（伐採の届出）

第10条の８　森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林（第２５条又は第２５条の２の規定により指定された保安林及び第４１条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、省令で定める手続に従い、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢その他省令で定める事項を記載した伐採の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一　法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二　第１０条の２第１項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三　第１１条第５項（第１８条の３第３項及び第１８条の４第５項の規定により適用される場合を含む。）又は第１８条の２第３項の認定に係る森林施業計画（その変更につき第１２条第３項において準用する第１１条第５項の規定その他政令で定める規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合

四　森林所有者等が第４９条第１項の許可を受けて伐採する場合

五　第１８８条第２項の規定に基づいて伐採する場合

六　法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合

七　普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合

八　火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

九　除伐する場合

十　その他省令で定める場合

２　前項第８号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

（立入調査等）

第188条　農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

２　農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、測量若しくは実地調査をさせ、標識を建設させ、又は測量、実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

３　前項の規定により他人の森林に立ち入つて測量、実地調査、標識建設又は立木竹の伐採をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを呈示しなければならない。

４　第２項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

５　国、都道府県又は市町村は、第２項の規定による当該職員の処分によつて損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（不服申立て）

第190条　第１０条の２、第２５条から第２６条の２まで、第２７条第３項ただし書（第３３条の３及び第４４条において準用する場合を含む。）、第３３条の２（第４４条において準用する場合を含む。）、第３４条（第４４条において準用する場合を含む。）、第４１条若しくは第４３条第１項の規定による処分又は第２８条（第３３条の３及び第４４条において準用する場合を含む。）に規定する処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。この場合においては、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）による不服申立てをすることができない。

２　行政不服審査法第１８条（誤った教示をした場合の救済）の規定は、前項の処分につき、処分庁が誤つて審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

第206条　次の各号の１に該当する者は、５０万円以下の罰金に処する。

一　第１０条の２第１項の規定に違反し、開発行為をした者

二　第１０条の３の規定による命令に違反した者

三　第３４条第１項（第４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、保安林又は保安施設地区の区域内の森林の立木を伐採した者

四　第３４条第２項（第４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

五　第３８条の規定による命令に違反した者

第207条　次の各号の１に該当する者は、３０万円以下の罰金に処する。

一　第１０条の８第１項の規定に違反し、届出書の提出をしないで立木を伐採した者

二　第１０条の９第３項の規定による命令に違反した者

三　第３１条（第４４条において準用する場合を含む。）の規定による禁止命令に違反し、立木竹の伐採又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者

四　第３４条の２第１項（第４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、届出書の提出をしないで間伐のため立木を伐採した者

第209条　次の各号の１に該当する者は、１０万円以下の罰金に処する。

一　第１０条の８第２項又は第３４条第９項（第４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出書の提出をしない者

二　第３４条第８項（第４４条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、都道府県知事に届け出ない者

第213条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、第２０５条から第２０９条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附　則[昭和４９年　５月　１日　法律第３９号　抄]

（開発行為に係る経過規定）

第５条　この法律の施行の際現に開発行為（新法第１０条の２第１項の開発行為をいう。以下同じ。）を行っている者は、当該開発行為について同項の許可を受けたものとみなす。

森　林　法　施　行　令　（　抄　）

［昭和２６年　７月３１日　政令第２７６号］

（開発行為の規模）

第２条の３　法第１０条の２第１項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が１ヘクタールを超えるものにあつては道路（路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。）の幅員３メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積１ヘクタールとする。

森　林　法　施　行　規　則　（　抄　）

［昭和２６年　８月　１日　農林省令第５４号］

（開発行為の許可の申請）

第２条　法第１０条の２第１項の許可を受けようとする者は、申請書（２通）に開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。

一　開発行為に関する計画書

二　開発行為に係る森林について当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていることを証する書類

三　許可を受けようとする者（特殊法人登記令（昭和３９年政令第２８号）第１条の特殊法人を除く。）が、法人である場合には当該法人の登記簿の謄本、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類

（開発行為の許可を要しない事業）

第３条　法第１０条の２第１項第３号の省令で定める事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業とする。

一　鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

二　軌道法（大正１０年法律第７６号）による軌道又は同法が準用される無軌条電車の用に供する施設

三　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校（大学を除く。）

四　土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第２条第２項第１号に規定する土地改良施設及び同項第２号に規定する区画整理

五　放送法（昭和２５年法律第１３２号）による放送事業の用に供用する放送設備

六　漁港法（昭和２５年法律第１３７号）第３条に規定する漁港施設

七　港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する港湾施設

八　港湾法第２章の規定により設立された港務局が行う事業（前号に該当するものを除く。）

九　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第２条第８項に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道（同法第３条第１号の一般旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供するものに限る。）又は道路運送法第３条第１号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法第２条第２項に規定する一般貨物自動車運送事業（同条第６項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設

十　博物館法（昭和２６年法律第２８５号）第２条第１項に規定する博物館

十一　航空法（昭和２７年法律第２３１号）による公共の用に供する飛行場に設置される施設で当該飛行場の機能を確保するため必要なもの若しくは当該飛行場を利用する者の利便を確保するため必要なもの又は同法第２条第４項に規定する航空保安施設で公共の用に供するもの

十二　臨時石炭鉱害復旧法（昭和２７年法律第２９５号）第２条第２項に規定する復旧工事

十三　国際電信電話株式会社が公衆電気通信の用に供する施設

十四　ガス事業法（昭和２９年法律第５１号）第２条第１２項に規定するガス工作物（同条第６項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）

十五　土地区画整理法（昭和２９年法律第１１９号）第２条第１項に規定する土地区画整理事業

十六　工業用水道事業法（昭和３３年法律第８４号）第２条第６項に規定する工業用水道施設

十七　自動車ターミナル法（昭和３４年法律第１３６号）第２条第５項に規定する一般自動車ターミナル

十八　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条第１項第１号に規定する一般電気事業、同項第３号に規定する卸電気事業又は同項第５号に規定する特定電気事業の用に供する同項第１４号に規定する電気工作物

十九　都市計画法第４条第１５項に規定する都市計画事業（第１５号に該当するものを除く。）

二十　熱供給事業法（昭和４７年法律第８８号）第２条第４項に規定する熱供給施設

二十一　石油パイプライン事業法（昭和４７年法律第１０５号）第５条第２項第２号に規定する事業用施設

（監督処分の方法）

第４条　法第１０条の３の規定による命令は、次に掲げる事項を記載した書面を送付してするものとする。

一　命令に係る土地の所在場所

二　命令の内容

三　その他必要な事項

（適用除外）
第５条　法第１０条の４の省令で定める森林は、宗教法人法（昭和２６年法律第１２６号）第３条の境内地（同条第２号及び第３号に掲げる土地を除く。）たる森林（保安林又は保安施設地区内の森林を除く。）とする。
２　森林所有者は、その森林につき法第１０条の４の農林水産大臣の指定を受けようとするときは、指定申請書（２通）に図面を添え、農林水産大臣に提出しなければならない。
３　農林水産大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を関係都道府県知事及び関係市町村の長に通知するものとする。
（伐採の届出書の記載事項）
第６条　法第１０条の８第１項の省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　伐採樹種
二　伐採の期間
三　伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にあつては、その供されることとなる用途
（伐採の届出）
第７条　法第１０条の８第１項の届出書は、伐採を開始する日前９０日から３０日までの間に提出しなければならない。
２　前項の届出書の提出部数は、１通とする。

森　林　法　施　行　細　則　（　抄　）

［昭和５３年　３月３０日　栃木県規則第１８号］

（趣旨）
第１条　森林法（昭和２６年法律第２４９号。以下「法」という。）の施行については、森林法施行令（昭和２６年政令第２７６号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和２６年農林省令第５４号。以下「省令」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき申請書等の様式を定める件（昭和３７年農林省告示第８５１号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
（開発行為の許可申請書に添付する図面）
第２条　省令第２条に規定する位置図及び区域図は、次の各号に定めるとおりとする。
一　位置図　　法第１０条の２に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）に係る森林の位置を明示した縮尺５万分の１以上の地形図
二　区域図　　次の事項を明示した図面で縮尺３千分の１以上のもの
イ　開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下「開発対象地域」という。）及び開発行為に係る森林の土地の区域（以下「開発地区」という。）

ロ　開発対象地域及び開発地区を明示するのに必要な範囲内における市町村界又は市町村の区域内の町若しくは字の境界

ハ　開発対象地域及び開発地区に係る土地の地番及び形状

（開発行為に関する計画書）

第３条　省令第２条第１号に規定する計画書の内容は、次のとおりとする。

一　開発行為に係る事業又は施設の名称

二　開発対象地域の面積

三　現況図（地形、林況、開発対象地域の周辺の人家又は公共施設の位置を示す図面）

四　利用計画図（切土、盛土、捨土等行為の形態別の施行区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域を示す図面）

五　法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質、施行前の地盤面及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、盛土又は捨土の工法及び土量

六　防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調整池等の構造を示す図面）及び設計根拠

七　建築物等の概要図

八　残置する森林又は緑地の地番及び面積、造成する森林又は緑地の面積、植栽樹種、植栽本数等並びにそれらの維持管理方法（残置し、又は造成する森林又は緑地についての権原の取得状況を証する書類、地方公共団体等の間における保全に関する協定等を添付すること。）

九　一時的利用の場合には、利用後の原状回復方法

十　開発行為の施行工程

十一　開発行為に要する資金の額及びその調達方法

十二　開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要

十三　前各号に定めるもののほか知事が必要と認める書類

（工事着手届出）

第４条　法第１０条の２第１項の規定により開発行為の許可を受けた者（以下「開発事業者」という。）は、当該許可に係る工事を着手したときは、遅滞なく工事着手届書（別記様式第１号）を知事に提出しなければならない。

（標識の掲示）

第５条　開発事業者は、開発行為の許可を受けた日から工事完了の日まで開発対象地域に通じる主要な道路の付近で、かつ、当該許可に係る工事現場の見やすい場所に開発許可済標識（別記様式第２号）を掲示しなければならない。

（工事完了届出）

第６条　開発事業者は、当該許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、工事完了届出書（別記様式第３号）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の承継の届出）

第７条　開発行為に係る事業について開発事業者から当該事業を譲り受けたとき、若しくは開発事業者について相続があつたとき又は開発事業者たる法人が合併したときは、当該譲受人若しくは相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、遅滞なく開発行為地位承継届出書（別記様式第４号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　開発行為に係る事業の譲渡若しくは相続があり又は開発事業者たる法人の合併があつたことを証する書類

二　開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

（開発行為の計画変更）

第８条　開発事業者は、許可を受けた開発行為に関する計画を変更しようとするときは、林地開発計画変更許可申請書（別記様式第５号）に第２条第２号に規定する区域図及び第３条に規定する計画書のうち、当該変更に伴いその内容が変更されるもの（以下「変更図書」という。）を添え、知事に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更をしようとするときは、この限りでない。

一　開発行為に係る事業又は施設の名称の変更

二　建築物等の概要図の変更

三　開発行為に要する資金の額又はその調達方法の変更

四　前三号に掲げるもののほか、森林の有する公益的機能を維持する上で支障がない軽微な変更として知事が定めるもの

２　開発事業者は、前項各号に掲げる変更をしたときは、速やかに、林地開発計画変更届出書（別記様式第６号）に変更図書を添え知事に提出しなければならない。

（災害発生の届出）

第９条　開発事業者は、開発対象地域内において災害が発生した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、災害発生届出書（別記様式第７号）を知事に提出しなければならない。

（開発行為の一時中止又は廃止）

第10条　開発事業者が、開発行為を一時中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ開発行為一時中止（廃止）届出書（別記様式第８号）を知事に提出しなければならない。

２　前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該開発対象地域の現況を撮影した写真

二　一時中止をしようとするときは、当該土地の保安に関する計画書

三　開発行為を廃止しようとするときは、廃止した後における当該土地の利用計画を示す図書

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（抄）

［平成１１年１２月２７日　条例第３１号］

別表第一（第２条、第３条関係）

二十九の四　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 一　法第十条の二第一項の規定による許可 二　法第十条の二第六項の規定による意見の聴取 三　法第十条の三の規定による命令 四　前三号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	栃木市、壬生町及び野木町

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（抄）

［平成１２年　３月２８日　規則第２５号］

（市町村長が処理する事務の範囲）

第二条　次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

十一　特例条例別表第一の二十九の四の項第四号に規定する規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	森林法施行細則（昭和五十年栃木県規則第一号）第四条、第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条及び第十条第一項の規定による届出書の受理

Ⅸ　一　問　一　答

●開発行為

問１

林地開発許可制度の規制の対象となっている開発行為とは、具体的にどのような行為を指すのでしょうか。

答

開発行為とは「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるもの」（森林法第１０条の２第１項）とされています。

土地の形質を変更する行為とは、具体的には表土のかき起こし、切土・盛土・捨土等土砂、岩石の移動を伴う行為、鉱物、骨材の採取等であり、また、土地の理学的及び化学的性質を変化させる行為とされています。次に具体的事案について説明します。

１　塵芥、産業廃棄物等の集積

埋立等投棄したものが土地と一体化し、土地の一部を形成することとなる場合は、土地の形状変更に該当し、許可が必要となると考えられます。また、物件を存置、集積するだけで土地の形状を変更することとならない場合であっても、土地の理学的及び化学的性質を変更することとなる場合は許可が必要と考えられます。

２　緑化木等の掘り取り、転石の採掘

点在する樹木を単木的に掘り取る場合は、許可は不要とされていますが、同一小流域で例えば、０．２ｈａ、０．４ｈａ、０．５ｈａといったいくつかの区域で集団的に、かつ当初から計画的に掘り取るもので、跡地の形態が原野状を呈することとなる場合は許可が必要になります。

３　蹄耕法による草地の造成

木を伐採せずに単に家畜を放牧するのは許可の対象とはなりません。また、放牧した牛の蹄の力を借りて耕耘する程度の土地の形質変更は通常は許可を要しないと考えます。

しかし、土地の傾斜、表土の状態いかんによっては、許可を必要とする場合もあるため、具体的事案に即して判断します。なお、木を伐採すれば、伐採行為による土地形質の変更がおこなわれるため、樹根を残したとしても林地開発行為に該当すると考えられます。

４　造林、開墾のための火入れ

許可を必要としません。ただし、森林法第２１条による市町村長の許可を要します。

５　工事のための一時的な土地の利用

土地の形質を変更することとならないもの以外は許可を必要とします。

６　トンネル、坑道の掘削

出入口の部分、土捨場及び附帯する資材置場、宿舎等土地の形質を変更することとなる部分については、許可を必要としますが、トンネルの内部については、許可を必要としません。

７　ダム工事による水没地、埋没地

開発行為に該当し許可を要します。

問２

複数の森林所有者が林地を提供しあって、共同で宅地造成を行おうとする場合、個々人の所有地は１ｈａ以下であっても、全体面積が１ｈａを超える場合は、林地開発許可を必要とする開発行為に該当しますか。

答

林地開発行為の規模は､地域森林計画の対象森林における土地の形質を変更する行為で、人格・時期・実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの規模を意味しており、その開発行為の計画が相互に関連があるかどうかにより、林地開発許可を必要とする開発行為に該当するか否かが判断されることになります。

質問の場合は、個々人の土地の面積は１ｈａ以下ですが、それらの人々が宅地造成を共同で行おうとすることから、明らかに計画の共同性を有しており、開発行為の規模は１ｈａを超えることになりますので、許可申請が必要となります。

計画の共同性の認定については、個々の事情によって判断されることになりますが、①搬出道路、調整池等を共同で開設していること、②開発を行う会社が同一であること、もしくは異なっていても代表役員が同一人もしくは親会社、子会社の関係にあること、または従前から共同で事業を行っている実績があること、等が計画の共同性を判断する際の勘案事項となります。

例えば、別荘地の有姿分譲の場合、すぐに開発行為に着手しなくても、分譲後は別荘地として開発を行うことが明らかであるため、将来的に開発される森林の面積が１ｈａを超える場合、開発事業者が林地開発の許可申請を行う必要があります。

問３

「道路のみの新設又は改築の場合の路肩、曲線部等の拡張部分を除く有効幅員が３ｍを超えるもの」とは具体的にどのようなものなのでしょうか。

答

ここでいう「道路」とは、道路法あるいは道路交通法において定義される道路とは異なり、いわゆる道路としての形状、機能を持っているものであればこれらに該当し、一般公共の用に供しているか否かは問いません。

「路肩部分」とは、道路の主要構造部を保護し、車道の効用を保つために、車道に接続して設けられる帯状の道路の部分であるが、「路肩部分として必要な拡幅部分」とは車道幅員３ｍの道路であっても、車道の両側に０．５ｍあれば足りるものであるところから、具体的な道路の算定に当たっては、道路の路端から車道の中心部へ向かって、それぞれ０．５ｍの幅を路肩部分としています。

「屈曲部」とは、車道の曲線部及び車両の走行を円滑にするために曲線部の外側に設けられる緩和区間を指します。

「待避所」とは、幅員３ｍ以下の道路の場合は１車線となるため、車両がすれ違えるように設けられるものです。「待避所として必要な拡幅部分」とは、新設される道路の見通し等を勘案して必要となる最小限の待避所の部分をいいます。

これら路肩部分及び屈曲部または待避所として必要な拡幅部分を除いた道路の幅員が３ｍを超える場合には許可を要します。

なお、この規模の算定に当たって、面積は全て水平投影面積によるものです。

（参　考）

○道路の新設の場合の面積の算定

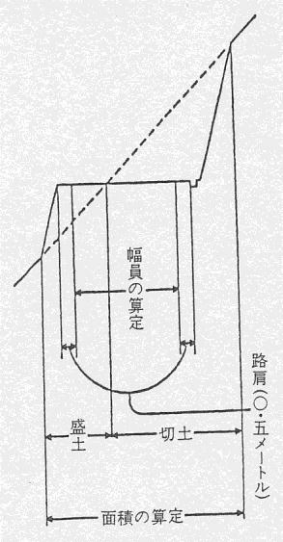

○道路の改築の場合の面積の算定

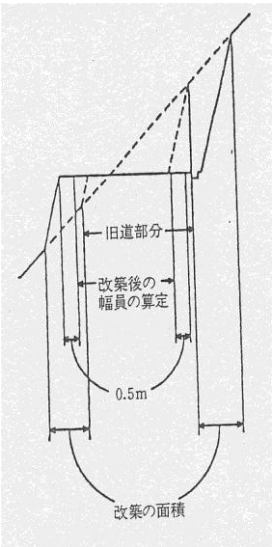

○道路の屈曲部（曲線部及び緩和区間）

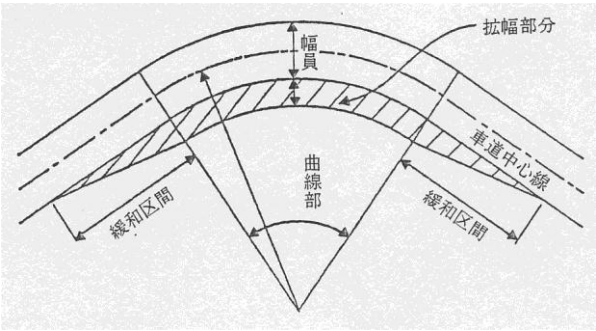

●申請手続き

問１

２以上の市町にまたがる林地開発行為の許可申請はどのようにすれば良いでしょうか。

答

林地開発行為を行う森林の所在が、２以上の市町にまたがる場合で、その開発面積が１ｈａを超えるときは、それぞれの市町に所在する森林について、それぞれの市町の長（権限移譲されていない場合は知事）に申請することになります。

この場合、ある市町に所在する開発行為に係る森林の土地の面積が１ｈａ以下でも申請する必要があります。

例えば、１．５ｈａの開発行為をする森林が０．７５ｈａずつ２市町にまたがっていれば、２市町の長に対してそれぞれ０．７５ｈａずつ申請をすることになります。

このような申請があった場合、該当する市町は、相互に連絡をとって審査することになるため、申請者は当該市町の分と開発行為の全体計画とを関連づけて申請することが必要です。

問２

森林法の許可基準と他法令の許可基準とが異なってる場合の林地開発行為の設計は、どの基準により作成すれば良いでしょうか。

答

林地開発許可制度のように開発の概念を土地の形質変更に求め、許認可あるいは届出制等により規制措置をしている法律の目的をみると、例えば採石法は「岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」、都市計画法は「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする」とうたわれているように、各制度の目的の違いから開発行為に係る許認可等の基準も異なっています。したがって、２つ以上の許認可等を必要とする開発行為を行うときは、それぞれの基準に適合するよう設計することが必要です。

●技術基準

問１

よう壁を設置しなければならない基準について説明してください。

答

林地開発許可制度でよう壁の設置に関する基準は、次のようになっています。

１　切土・盛土又は捨土を行った後の法面の勾配を地質・土質・法面の高さからみて崩壊のおそれのないものにしようとすることが困難であるか、もしくは適当でない場合には、よう壁の設置が必要となっています。これは例えば崩壊のおそれのない法面の勾配にしようとすると、切土や盛土の法面が非常に長くなり、必要以上に開発面積が多くなる等のときが該当します。

２　開発箇所が、人家・学校・道路等と近接している場合で、次の(1)又は(2)に該当する場合はよう壁の設置が必要です。

(1)　切土による法面の勾配が３０度より急で、かつ、高さが２ｍを超える場合はよう壁等が必要です。ただし硬岩盤又は次のアもしくはイのいずれかに該当する場合はよう壁等を設けなくて良いことになっています。

ア　土質が表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が表の中欄の角度以上のもの（切土高に関係なく、角度のみでよう壁等の要否を決定することとしています。）

イ　土質が表の左欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じた法面の勾配が表の中欄の角度を超え、表の右欄の角度以下のもので、切土高が５ｍ以下のもの（５ｍを超える切土高の場合は必要である。つまり角度と切土高の両方によってよう壁等の要否を決定することとしています。）

土　質	よう壁等を要しない勾配の上限	よう壁等を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く）	６０度（１：０．５８）	８０度（１：０．１８）
風化の著しい岩	４０度（１：１．１９）	５０度（１：０．８４）
砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの	３５度（１：１．４３）	４５度（１：１）

よう壁の設置を必要とする場合（人家、学校、道路等に近接し、次の斜線部分の場合）
①切　土

図１　軟岩の場合

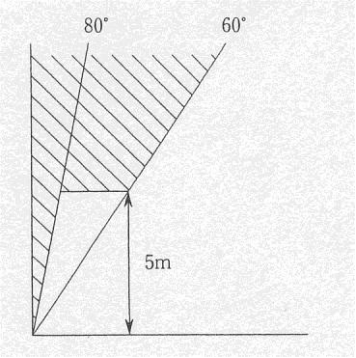

図２　風化の激しい岩の場合

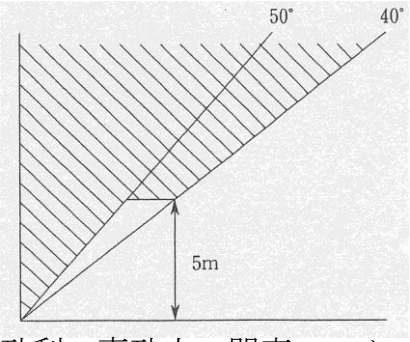

図３　砂利、真砂土、関東ローム、硬質粘土、その他これに類するもの

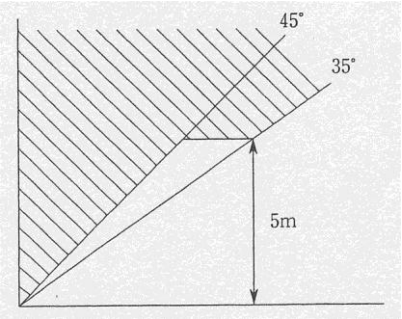

これらのことを図示したのが図１～３です。

切土高の算出に当たっては、図４のようにアに該当する法面で上下に分離された法面があるときは、アに該当する法面が存在しないものとし、上下の法面は連続しているものとみなしています。

図４

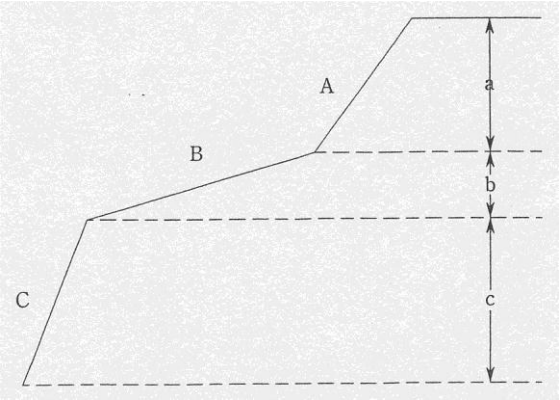

Ｂがアに該当する勾配で、ＡとＣが表の中欄の角度を超え右欄の角度以下であり、この場合の高さは、ａ＋ｃとして算定し、ｂは算入しない趣旨です。

したがって、ａ＋ｃが７ｍあれば、よう壁を設ける必要があります。

●許可後の手続き

問１

林地開発許可を受けた開発行為の目的を変更する場合、変更許可の申請は必要でしょうか。

答

林地開発行為の目的の変更を行う場合は変更許可が必要です。これは、開発行為の目的を変更する場合は、一般的に森林の有する公益的機能に重大な影響を与えるような大幅な開発行為の設計変更をすることになるからです。

問２

林地開発許可を受けて開発行為を行ったのですが、事情により１ｈａを超えた時点で中止することになりました。どのような手続きが必要ですか。

答

林地開発許可を受けた開発行為者は、許可条件により、申請書の添付図書等の内容に従って開発行為を行うことが義務付けられているので、１ｈａを超えた段階で開発行為を中止する場合は変更許可申請を行って、許可処分の内容を変更する必要があります。

これは、たとえ許可を受けた開発事業そのものを施行途中でとりやめても、土地の形質を変更した面積が１ｈａを超えていれば､政令で定める開発行為を行ったことになるので、森林の有する公益的機能に支障をきたさないよう変更許可等の手続きを経て、完了確認を受けることが必要です。

問３

林地開発許可を受けた開発行為について、１ｈａ以下の開発を行った時点で事業を終了する場合の取り扱いはどのようにしたらよいでしょうか。

答

許可を受けた開発行為について１ｈａ以下の開発を行った時点で事業を終了する場合には、結果として、林地開発許可制度に規定している開発行為には該当しないことになりますので、完了届に代えて「廃止届」を提出する必要があります。

●許可制の適用を受けない開発行為

問１

森林法第１０条の２第１項には、「林地開発行為を国又は地方公共団体が行う場合」や「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるもの」は許可を受けることを要しないとありますが、手続きは不要なのでしょうか。

答

森林法第１０条の２第１項に基づき、林地開発行為を「国又は地方公共団体が行う場合」や「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で省令で定めるもの」は許可制の適用除外とされています。しかしながら、これらの機関が林地開発行為をしようとするときは、本制度の趣旨に即して適切に行うことは当然の責務です。

そのため、国又は地方公共団体等が行う開発行為であっても、林地開発の許可基準を満たす計画とし、町と連絡調整を実施します。連絡調整の手続きは別途お問い合わせください。

問２

国又は地方公共団体とはどこまでを指すのでしょうか。

答

独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成１５年法律第１００号。以下「機構法」という。）附則第１２条第１項第１号又は第２号の業務（同号の業務にあっては、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成１７年法律第７８号）第３条の規定による改正前の機構法第１１条第２項第１号又は第２号の業務に限る。）として行う場合に限る。）、独立行政法人緑資源機構及び独立行政法人水資源機構並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社は、法第１０条の２第１項第１号に規定する国又は地方公共団体とみなされます。これ以外は地方公共団体の出資によって構成される法人であっても適用除外の範囲に含まれません。

なお、地方公共団体は、普通地方公共団体としての都道府県及び市町村と特別地方公共団体であるところの特別区、地方公共団体の組合（一部事務組合等）、財産区及び地方開発事業団に区分されます。

問３

省令で定めている事業の実施に先立ち、当該土地が立地的に適しているかどうかの地質調査等を準備的に行う場合、これを省令事業として扱って良いでしょうか。

答

省令で定められている事業のそのものの実施が未だ確定される以前の段階で、当該事業を実施することが適当かどうかのために行う地質、地形等の立地条件調査等は、省令に定めている事業に附帯する事業とはみなされません。したがって１ｈａを超える開発を行う場合は林地開発の許可が、１ｈａ以下の開発を行う場合は伐採届が必要となります。

問４

地域森林計画対象民有林内で学校を造成する場合、林地開発の許可申請をする必要がありますか。

答

省令第８条の３第３号で定められている学校教育法（昭和２２年法律第２５号）第１条に該当する学校のうちで、開発行為の許可申請を必要としないのは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に限られています。

したがって、学校教育法に規定されているものであっても、大学、専修学校及び各種学校については許可の申請が必要です。

問５

国有林野内で林地開発行為を行う場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。

答

林地開発許可制度が適用となる森林は、森林法第５条の規定により樹立される地域森林計画の対象民有林（保安林等を除く）に限定され、国有林は、開発行為の規制の対象とされていないため、国有林野内で行われる開発行為は国自らがその行為を審査します。審査は、林地開発許可制度における運用基準等に準じて取り扱われることになっています。

詳しくは、各営林（支）局別に確認してください。

X　用　語　の　説　明

１　事業区域

事業者が一体として事業を行おうとする区域で、森林、農地、宅地、公共用地等の全ての土地を含む区域をいい、土地の形質を変更（開発行為）する土地のみならず、土地の形質の変更はしないが､変更する土地と一団をなし利用される土地を含む区域をいう。

２　開発対象地域（開発行為をしようとする森林の区域）

事業区域のうち、森林法第５条に規定した地域森林計画の対象となっている民有林の区域をいう。

３　開発地区（開発行為に係る森林の土地の区域）＝開発許可面積

開発対象地域のうち、土地の形質を変更（開発行為）する森林をいう。

（注）　他法令に基づく許可面積と相違するので注意が必要である。

ｅｘ．都市計画法、砂利採取法、採石法等

４　残置森林

森林を現況のまま保全するものをいい、人工林及び天然林を問わない。ただし、森林機能が十分発揮されるまでに至らない若齢林（１５年生以下の森林とする。）については、残置森林率の算定対象としない。

$$※\ 残置森林率＝\frac{開発対象地域内の林齢が１６年生以上の残置森林面積}{開発対象地域の面積}×１００$$

５　造成森林

若齢林及び一時的に土地の形質を変更する場合であって、植栽により早期に森林復旧ができると見込まれるものをいう。ただし、硬岩切土面等で確実な成林が見込まれない部分については、森林率の算定対象としない。

$$※\ 森林率＝\frac{事業区域内の残置森林面積＋事業区域内の造成森林面積}{開発対象地域の面積}×１００$$
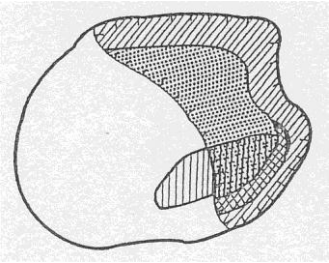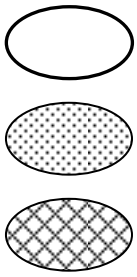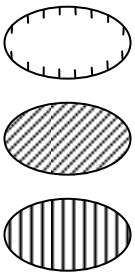
（参　考）